

岩手県主要農作物種子法の実施に関する要綱

農 園 第 498 号
制定 平成 22 年 3 月 29 日

第 1 目的

この要綱は、主要農作物種子法（昭和 27 年法律第 131 号。以下「種子法」という。）に基づき、主要農作物の優良種子の生産及び普及を促進し、主要農作物の生産性の向上及び品質の改善を図ることを目的とする。

第 2 対象作物及び品種

- 1 この要綱において取り扱う作物は、種子法第 2 条第 1 項に定める稲、麦、大豆とする。
- 2 この要綱は、農作物奨励品種等の決定及び改廃に関する要綱（平成 13 年 1 月 31 日付け農園第 725 号農政部長通知）に基づき知事が定める奨励品種及び準奨励品種に適用する。

第 3 県種子計画の策定

- 1 知事は、次に掲げる事項からなる県種子計画を定める。
 - (1) 主要農作物の種子の種類別の需給の見通しに関する事項
 - (2) 種子法第 3 条第 1 項の規定に基づき行う主要農作物の種類別の指定種子生産ほ場の指定に関する事項
 - (3) 種子法第 7 条第 1 項の規定に基づき行う主要農作物の原種及び原原種の生産に関する事項
 - (4) その他主要農作物の種子の安定的な供給に関する事項
- 2 知事は、県種子計画を定めたときは、主要農作物の種子の安定供給等の業務を行う公益社団法人岩手県農産物改良種苗センター（以下「種苗センター」という。）及びその他関係団体に對し内容を通知する。

第 4 種苗センターが行う主要農作物の種子の安定供給を図るための協議等

- 1 種苗センターは、次に掲げる事項について、農業協同組合等の種苗センターの構成員（以下「構成員」という。）の間で協議等を行うものとする。
 - (1) 年間の種類別及び品種別の種子の需給の見通しに関する事項
 - (2) 種子の生産流通に関する事項
 - (3) 種子の備蓄に関する事項
 - (4) その他種子の安定的な供給に関する事項
- 2 種苗センターは、1 の協議結果を知事に速やかに報告するものとする。
- 3 1 に掲げるもののほか、種苗センターが行うことができる種子の安定供給に関する業務は、次のとおりとする。
 - (1) 種子の生産流通量の実績等につき構成員から情報を収集することにより、その需給及び供給の見通しを作成すること。
 - (2) 優良な種子の生産流通の促進のため、種子の審査基準について構成員を指導すること。
 - (3) 種子の価格等について構成員から報告を求め、種子加算料等に関する比較資料及び算定要素に関する技術的な指標を構成員に提供すること。
 - (4) 種子の販売に関して虚偽又は誇大な表示、広告等を排除し、農業者の正しい種子の選択を容易にするための基準を設定すること。

- (5) 優良な種子の需要を増進するための広告・宣伝を行うこと。
- (6) 種子の残量処理、事故処理又は災害補償のための基金の設置・運営を行うこと。

第5 指定種子生産ほ場の指定

- 1 知事は、種子法第3条第1項の規定による指定種子生産ほ場の指定に当たっては、優良な一般種子（指定種子生産ほ場において生産される種子をいう。以下同じ。）の生産のために必要な知識及び技術を有する者によって経営され、かつ、効率的な生産が適地において可能な限り集中して行われるよう指定申請のあったほ場等の状況を確認する。
- 2 一般種子の生産が他からの委託により行われる場合（種苗センター又は農業協同組合から委託を受けて受託者（種子生産者等）が一般種子の生産を行う場合をいう。以下同じ。）は、次の要件によるものとする。
 - (1) 受託者が、一般種子の生産方法に関して委託者の指導を的確に実行する能力を有し、かつ、優良な一般種子の生産に熱意を有していること。
 - (2) 一般種子の生産が、委託者と受託者との明確な責任の分担の下で行われるよう次の事項を含む契約を受託者と締結しておくこと。
 - (ア) 委託者は、受託者に対し一般種子の生産に必要な原種の供給の責任を有すること。
 - (イ) 委託者は、一般種子の生産について指導及び監督の責任を有すること並びに受託者はこれに従うこと。
 - (ウ) 委託者は、生産された一般種子について、処分の責任を有すること及び受託者はこれに従うこと。
- 3 指定種子生産ほ場の指定に当たっての要件は、次のとおりとする。
 - (1) 気象、土壌、用水等の自然条件が生産しようとする品種の栽培に適した地域内にほ場があること。
 - (2) 周辺のほ場における植物又は品種の花粉、病原体、汚水等から一般種子の生産が重大な支障を受ける恐れのないこと。
 - (3) 一般種子の生産に直接責任を有する者が、一般種子の生産方法に関し必要な知識及び技術を有し、かつ、優良な一般種子の生産に熱意を有していること。
 - (4) 一般種子の生産に必要な機械及び施設を利用できる体制を有していること。
 - (5) ほ場の面積が、一般種子の生産を効率的に行い得るものとして、別に定める面積を上回っていること。
- 4 一般種子の生産が他からの委託により行われる場合の種子法第3条第2項の規定に基づく申請については、委託者が申請者の一覧表を附して代理申請を行うことができるものとする。
- 5 指定種子生産ほ場の指定を受けた種子生産者が、指定の取消しを受けたいときは、知事に対しその旨申し出ることとする。
- 6 岩手県主要農作物種子法の実施に関する規則（昭和27年規則第37号。以下「県規則」という。）第1条に定める様式は、様式1のとおりとする。

第6 審査

- 1 審査は、県規則第2条から第7条までの規定により行う。
- 2 県規則第3条に定める様式は、様式2のとおりとする。
- 3 県規則第6条に定める審査の基準及び方法は、別記のとおりとする。
- 4 審査の請求に係る一般種子の生産が他からの委託により行われる場合には、当該委託者が代理請求を行うことができる。

- 5 審査請求者（他からの委託を受けて生産を行う者を含む。）は、ほ場審査に立会しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年3月29日から施行する。
平成24年11月7日一部改正
- 2 岩手県主要農作物採種事業実施要領（昭和37年5月21日付け37農産第275号）は、廃止する。
- 3 岩手県主要農作物「審査の基準及び方法」（昭和62年6月1日付け農蚕第139号）は、廃止する。
- 4 「主要農作物種子法の実施に関する規則」第1条及び第3条で別に定める様式について（平成19年4月2日付け農園第2号農林水産部長通知）は、廃止する。

審査の基準及び方法

1 基本事項

(1) 審査の対象となる種子は、次の3種類とする。

原種、原原種及び一般種子

(2) 種子生産用種子の取扱い

ア 原原種を生産するために用いる種子は、生産する品種の育成者若しくはその者の所属する機関の直接の管理の下に適正に生産され、当該育成者若しくは当該機関が適正と認める旨の書状が添付された育種家種子又は系統別に保存されている原原種とする。

イ 原種を生産するために用いる種子は、原原種とする。

ウ 一般種子を生産するために用いる種子は、原種とする。ただし、種子の生産を緊急に行う必要がある場合等知事が特別の事情を認めた場合には原原種を用いるものとする。また、災害等により、原種の供給が困難となった場合にも同様の手続により、一般種子を用いることを防げないものとする。

(3) 審査の単位

ア ほ場審査は、農場、畦畔、垣根、周縁作物等で明確に区分されたほ場を1単位とする。

イ 生産物審査は、1包装を単位とする。ただし、機械的に十分均質化された荷口を作成することが可能な場合には、抽出審査又はばら審査を行うことにより当該荷口を1単位とすることができる。

(4) 審査の時期及び回数

ア ほ場審査は、次の各時期に行うものとする。また、当該時期における審査のみでは適正な審査を実施することが困難な場合には、別の時期にも審査を行うものとする。特に、種子伝染性の病害又は虫害の発生する恐れのある場合には、最も確認し易い時期にも行わなければならない。更に、審査は、好天日を選び、早朝及び日没を避けなければならない。

種類	審査時期	
	第1期	第2期
稲及び麦類	出穂期	糊熟期
大豆	開花期	成熟期

(注) 麦類は、大麦、はだか麦及び小麦をいう。以下同じ。

イ 生産物調査は、密封する直前に行う。ただし、審査上必要な場合には、収穫後から包装・出荷までの期間の必要な時期に更に審査を行うことができる。

(5) 種子の調製

ア 生産物審査に先立って、種子の調製を行うための施設・設備について、次の項目を確認しなければならない。

(ア) 調製に当たって混種が起こらないような方法が採られていること。

(イ) 調製中に種子の出所及び由来が常に確認できるようになっていること。

(ウ) 調製作業及び種子の搬入・搬出に関する記録が適正に保存されていること。

(エ) 調製作業の責任者が確保されていること。

(6) ほ場の隔離

ア 前作に種子生産が行われる作物と同じ作物が栽培されていた場合には、前作の収穫後1年以上を経過していなければならない。ただし、前作に同一作物の同一品種の種子の生産がおこなわれ、異品種混入の理由により不合格となっていない場合又は収穫後の漏生種子の芽生

を除草剤等によりの確に処分している場合にはこの限りではない。

イ 隣接の同一作物のほ場とは、用排水路、畦畔、垣根、裸地等によって区分され十分な距離が確保されていなければならない。ただし、出穂または開花期が異なる品種が隣接している場合又は周縁に同一品種が栽培されている場合にはこの限りではない。

2 ほ場審査

(1) 基準（最高限度）

審査項目 種子の種類	変種、異品種及び異種類の農作物	雑草	種子伝染性の病虫害	その他の病虫害及び気象被害	農作物の生育状況
原原種 原種 一般種子	含まないこと	少発生であること	含まないこと	20% 20% 20%	特に異常な生育を示していないこと

(注1) 変種は、審査対象品種のうち変種を生じている個体とする。

ただし、当該変異が、当該農作物の生産上、特に支障のないものであり、当該品種に通常発生し、かつ、他の品種と同程度に発生するものであって、当該品種に由来することを当該品種の育成者又は育成機関が明らかにしているものを除く。

異種類は、異なる種類の農作物とする。

(注2) 雑草の少発生とは、1㎡当たり2本以内とする。

(注3) 種子伝染性の病虫害は、次に掲げるものとする。

稲 馬鹿苗病、線虫心枯病

麦類 黒穂病、斑葉病、条斑病及び穀実線虫病

大豆 ウイルス病、黒痘病及び紫斑病

(2) 変種、異品種及び異種類の農作物の審査

全株審査による。ただし、あらかじめその精度について十分立証された方法による抽出審査に代えることができるものとする。

(3) その他の項目の審査

ほ場1単位ごとにその外側を回りながら、又は適宜ほ場に入って周囲を注意深く見渡し農作物の外観を審査し、混入、発生又は生育の程度を判断する。ただし、混入等の著しい箇所が見出された場合でも、局所的なときは精密な審査を行い、雑草及び被害株の除去等適切な処置をとれば、種子としての使用に差し支えないと認められるものは合格とする。

3 生産物審査

(1) 基準

審査項目 作物の種類 種子の種類		最低限度	最高限度			
		発芽率	異品種粒	異種穀粒	雑草種子	病虫害粒
稲	原原種	90%	含まないこと	含まないこと	0.2%	0.5% (種子伝染性のものは含まないこと)
	原種	90%				
	一般種子	90%				
麦類	原原種	80%	含まないこと	含まないこと	0.2%	0.5% (種子伝染性のものは含まないこと)
	原種	80%				
	一般種子	80%				

大豆	原原種	80%	含まないこ	含まないこ	0.0%	5.0%
	原種	80%	と	と	0.0%	(種子伝染性のもの
	一般種子	80%			0.0%	は含まないこと)

(注1) 百分率は、発芽率を除き全量に対する重量比をいう。

(注2) 発芽率は、審査対象品種の純種子粒に対する正常発芽粒の粒数割合とする。

ただし、純種子粒は、成熟粒、未熟粒及び被害粒（種子の内容が線虫の虫えい又は菌体によって置き換わっているもの、稲及び麦類の場合粒の原形の1/2以下のもの並びに大豆の場合粒の原形の1/2以下のもの及び子葉が1枚以下のもの並びに種皮が完全に離脱したものを除く。）をいう。

また、正常発芽粒は、稲及び麦類の場合十分かつ健全に発達した種子根、茎及び第1葉（鞘葉から1/2以上抽出したものに限る。）を有し、かつ、種子に著しい衰弱がない芽生を生じた純種子粒をいい、大豆の場合十分かつ健全に発達した一次根、茎（展開した2枚の子葉を有していたものに限る。）、2枚の初生葉及び頂芽を有する芽生を生じた純種子粒をいう。

(注3) 異品種粒は、審査対象品種の純種子粒を除いた当該主要農作物の種類（稲の場合、水陸稲別及びもち・うるち別の種類に区分した場合の当該稲の種類をいう。（注4）において同じ。）の純種子粒をいう。

(注4) 異種穀粒は、当該主要農作物の種類を除いた他の農作物の純種子粒をいう。

(注5) 生産物審査に先立って行う種子調製の施設設備について、次の項目を確認する。

- イ 調製に当たって混種が起こらないよう方法がとられていること。
- ロ 調製中の種子の出所が明らかにされていること。
- ハ 調製作業及び搬入・搬出に関する記録が適正に保有されていること。
- ニ 調製作業、搬入等の責任者が確保されていること。

(2) 方法

ア 審査試料の抽出方法

荷口の作製方法、審査場所の状況等を勘案して、次のいずれかの方法を採用する。

(7) 毎個審査

1包装ごとに抜き取り審査する。

(イ) 抽出審査

審査場所の状況を勘案して、次の移動法又は静置法により審査する。

a 移動法

(a) 連続して作製される審査対象個袋を原則として100個以上について毎個審査を行い、不良個袋（審査の基準に適合しないものをいう。以下同じ。）率を決定し、不良個袋率が5.05%以下の場合に限り抽出審査を行う。

(b) 抽出審査に移行する場合には、まず合格個袋（審査の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が連続して次の数に至るまで毎個審査を行う。もし当該数に至る前に不良個袋が見い出されれば、新たに次の個袋から数え始め、毎個審査を続ける。

不良個袋を合格個袋と取り換える場合 43個

不良個袋を取り除く場合 44個

(c) 合格個袋が(b)の数に到った場合には、次の個袋から10個毎に区切り、この各抽出区切りから無作為に1個抽出して審査し、当該個袋が合格する限りこの抽出審査を続ける。

(d) 抽出審査で不良個袋が見い出されれば、次の区切りから毎個審査に戻るものとする。

b 静置法

(a) 均質な荷口を構成する個袋群から、次の表において荷口中の個袋数ごとに掲げた抽出個袋数を無作為に抽出し、審査する。

荷口中の個袋数	抽出個袋数	不良個袋数
50個以下	17個	0個
51～100	33	1
101～200	60	3
201～300	83	5
301～400	100	6
401～500	110	7
501～600	125	8
601～800	140	9
801～1000	150	10

(b) 審査の結果、不良個袋数(a)の表に掲げる数を超えないときは、当該荷口を合格とする。また、超えるときは、毎個審査に切り換えるものとする。

(c) 不良個袋は、取り除くものとする。

(ウ) ばら審査

a 施設において連続的に処理され、自動試料採種装置を設置している場合における審査の試料は、経済的、経量的に受検ロットの重量の1/1000以上を採取する。

b a以外の場合であって、大型の出荷容器を用いるときにおける審査の試料は、穀刺又は採取器で受検ロットの5ヵ所以上から試料採種の位置が偏在しないように採取する。

c a又はbの方法により採取した試料は、均一であることを確認した後、試料均分器又は四分法により縮分して審査対象試料を作成する。

イ 発芽率の測定方法

(7) 発芽率の測定試料の採取

発芽率を測定するための試料は、測定対象ごとに1区100粒、4反復分計400粒を用意する。

(イ) 測定条件

主要農作物の種類	発芽床の条件	温度	測定日		休眠打破法その他の留意事項
			第1回目	最終	
稲	ろ紙の上 間又は砂 の中	25℃	5	14	予熱(50℃、7日以内)、水又は 1規定硝酸に浸漬(24時間)
大麦	ろ紙の間 又は砂の 中	20℃	4	7	予熱(30～35℃、7日以内)、予 冷(5～10℃、7日以内)又は 0.05%ジベレリン(GA ₃)溶液に浸 漬
はだか麦	〃	〃	〃	〃	〃
小麦	ろ紙の上 間又は砂 の中	〃	4	8	〃
大豆	ろ紙の間 又は砂の 中	25℃	5	8	—

(注1) 温度は、上下1℃の範囲に留めなければならない。

(注2) 発芽は、照光条件で行うことが望ましい。

(注3) 測定日には、休眠打破を行った期間は含まない。第1回目の測定日は、1ないし3日の幅を持ってよい。発芽率の測定は、最終の測定日を過ぎて行ってはならない。

(ウ) 測定結果の計算と誤差の取扱い

- a 発芽率の測定結果は、4測定区間の平均を百分率を整数（端数は四捨五入）として計算する。
- b 発芽率の測定結果は、測定区間の最高値と最低値の差が次の表の4測定区間誤差の範囲内であれば、そのまま用い、これを超える場合には、最高値区と残りの3測定区間の差が次の表の3測定区間誤差の範囲内であれば、最低値区を除いた上位3測定区間の平均値を用いるものとするが、差が誤差範囲を超える場合には、再測定を行うものとする。

平均発芽率 (%)	測定区間誤差の最高限度	
	4測定区間	3測定区間
99	5	—
98	6	5
97	7	6
96	8	7
95	9	8
94～93	10	9
92～91	11	10
90～89	12	11
88～87	13	12
86～84	14	13
83～81	15	14
80～78	16	15
77	17	15
76～73	17	16
72～71	18	16
70～67	18	17
66～64	19	17
63～56	19	18

ウ 異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の測定方法

(ア) 測定試料の採取及び分離

測定試料は、1測定単位につき稲50g、麦類100g及び大豆500gを採取し、純種子粒、異品種粒、異種穀粒、雑草種子、病虫害粒及びその他の内容物に分離する。

(イ) 測定及び測定結果の処理

重量を小数点第1位までのグラム単位で秤量する。

様式1 (第5の6関係)

第 号

種子指定生産ほ場指定書

指定申請人住所

氏名又は名称

採種組合

組合長

年 月 日付指定種子生産ほ場の指定申請については、主要農作物種子法第3条第1項の規定により、年度指定種子生産ほ場として指定する。

年 月 日

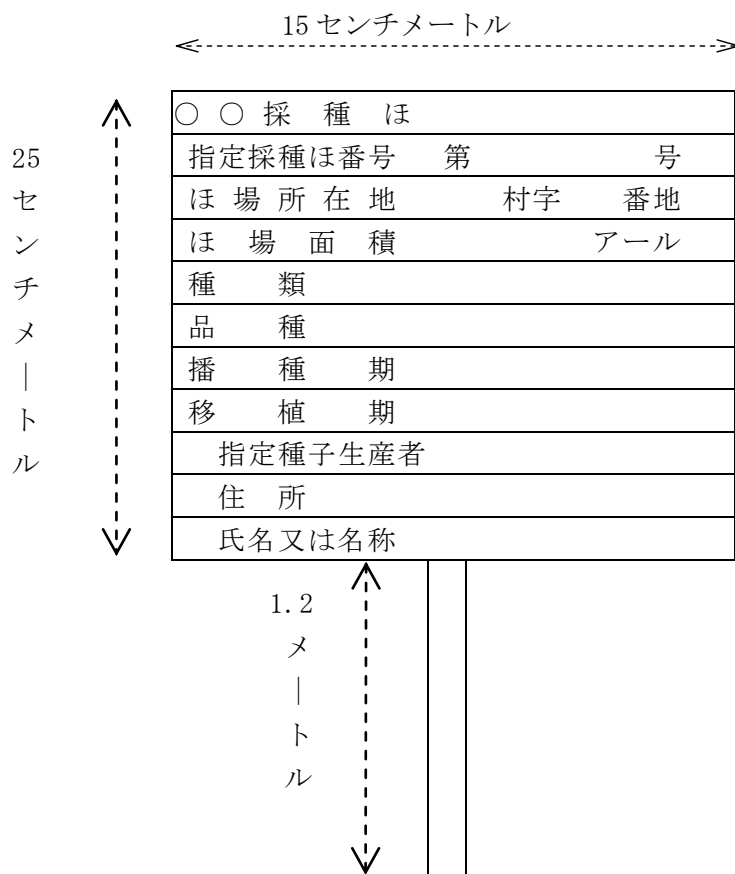
岩手県知事

印

ほ場指定番号	種類	ほ場所在地	種子生産委託 経営者氏名	品種名	ほ場面積

様式2 (第6の2関係)

標 札



注 様式の項目が全て含まれ、標札の面積が375平方センチメートルを下回らない場合に限り、変更することができる。